

第46回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 2019年12月19日(木) 10時00分～11時05分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・ 次回会議に向け、2020年2月6日(木)を期限として起票された意見・要望への賛同状況、及び新規の意見・要望を事務局宛てに送付いただく。★

<議事概要>

1. 低圧FIT卒業電源のスイッチング実務に関する課題について(資料1)

事務局、電気事業連合会および東京電力パワーグリッドは、資料1にて低圧FIT卒業電源のスイッチング実務に関する課題についての意見と要望(No.62～66)およびその回答を示した。

また、事務局は、資料1別紙1にて、低圧FIT卒業電源の廃止取次におけるNG理由の設定を説明した。

■ 質疑等(回答の凡例 ⇒: 小売電気事業者, →: 小売電気事業者以外)

- ・ No.62、エラーの理由は追加されないということだが、自由メッセージみたいな欄で状況をもう少しわかりやすく説明してもらうことは可能か。
 - API仕様も変更されることになり、広域側のシステム以外に各小売事業者側のシステムへの影響も大きいことが想定されるので、現段階においては見送りとした。現在選択できる理由でもある程度説明ができる認識である。選択する理由が統一出来ていない問題については、今後も通知や説明を継続していきたい。(事務局)
 - ⇒ 現状でもスイッチング廃止申込では自由メッセージを通知できるが、廃止取次の場合には使えないのか。
 - スイッチング開始申込や廃止申込については、自由メッセージを通知できるAPI仕様となっているが、廃止取次では選択した理由を返却することしかできない仕様であり、各小売電気事業者のシステムでは理由コードを選択/選択された理由を受領する仕組みになっていると想定される。(事務局)
- ・ No.63、提出方法のメールに統一が難しいということは押印が必要ということで承知するが、受付のタイミングが一般送配電事業者各社異なっており、メールで事前に送った時に受付けてくれてその後押印の原紙を送る会社もあれば、押印した原紙が到着した時点で受付けて更にそこから処理期間が10営業日かかってから切替完了という会社もあるので、受付とスイッチングを始めるタイミングを統一してもらいたい。小売電気事業者側で受付けた後、スイッチングが遅れると無償引取の期間が延びるので、お客さまのメリットを考えて早いほうに合わせて欲しい。
 - 基本的には届いてからの対応になると思われるが、ご意見があったということは各社と共有したい。
- ・ 手続状況の進捗の通知について、システムで確認できないのは理解しているが、多くの一般送配電事業者からは完了した段階に承諾書で回答をもらっていて、承諾書をもって発電者に契約完了の案内を送っているが、満了日を過ぎても承諾書もらえていないケースが相当数ある。その場合は都度こちらから確認し、メールとか口頭で手続きが完了しているとの回答と、「承諾書の準備がまだなので少しお待ちください」と回答をもらうケースが多いが、もし可能であれば承諾書の準備が遅くなる場合でも手続きが完了している場合は、なにかしらの形で通知をもらえると、発電者に契約完了の案内ができる。

- 承諾書は、需給開始承諾とか、連携承諾とういものか。
 - エリアによって異なるがそういったものである。
 - それが紙で送られるのか。
 - 紙の郵送か、EXCEL や PDF のデータで送ってもらうケースもあり、エリアによって異なる。
 - 郵送のところが遅いのか。
 - データのところでも買取期間満了日以降にもこないケースが結構あり、紙かデータとかに係らず発生している。
 - 買取期間満了日までに送るというルールになっているのか。
 - ルールはわからないが、ぎりぎりに応じた場合は仕方がないと思うものの、早めに申し込んでも 10 営業日過ぎてかつ発電者の切替希望日に返ってこないケースがある。確認すると、既に申込をした切替日では受理されていて、承諾書の準備が遅くなっていることである。
 - 各社どういったフローで書面を発行しているか、手作業となる部分となってくるので、確認の上で、要望として検討させてもらう。
 - 発電者から「返事がないからキャンセルする」と言われるケースも出てきており、会社としても信用問題に係っているところがあるので、手続きを円滑に進めてもらいたい。
 - 事象としては、早めに申し込んだが、承諾書が届かないもしくはメールで通知が来ないということか。
 - 手続完了の連絡がきていない。問合わせると、「今手続中でもう少しお待ちください」という回答をもらうが、その旨を発電者に伝え、「もう 1ヶ月前に申し込んでいるのになぜ終わらない」と言われる。
 - スwitching のルールの中のスケジュールに一般送配電事業者が対応できていないということか。
 - 手続としては同じようにやってもえらえているが、発電者に手続きが終わりましたと連絡しないと発電者は安心できないというところで、一般送配電事業者から切替完了の連絡をもらわないと、発電者に伝えられない。
 - その時は、一般送配電事業者からはなんと回答しているのか。
 - 手続中という回答である。
 - 業務量がすごく多くなっている。送配電買取が想定以上に多いので、業務フローが大変な部分となっている。それは一般送配電事業者も同様かと思っていて、こんなに申込があることは現場では想像していなかったのではないかと推測している。
 - 承諾書は自動で飛ぶ仕組みではなく個別に通知している。
 - 紙で受けている一般送配電事業者もあり、そこで日数がかかっているし、発電者は小売買取か送配電買取か認識していないわけで、小売で申し込んでエラーになって余計な時間がかかり、皆の業務処理日数を圧縮している場合もあると思う。無償引取にならないようにしようと思うと、小売買取か送配電買取かもう少し事前通知に明記して、事前通知を添付してもらって処理して、エラーの方にいかないようにしておくとか、少しずつでも改善していければ、皆の業務に余裕が出てくると思うので、再検証してもらいたい。
- ・ 申込書の様式の統一時期はいつ頃になるのか。
 - 準備が出来次第であり、数ヶ月まではかからない。
- ・ No.65、Switching 開始日が変更となる場合には通知をもらえるということだが、回答の「確認いただく中で変更後の買取期間満了日に相違がある場合」は、具体的にどういうケースになるのか。
 - マatching 後に買取期間満了日の変更が発生した場合、現小売事業者からの連絡を基に東電 PG より通知する新たな買取期間満了日のお知らせを確認してもらう中で日付に疑義があるケースで、連絡をもらえれば調整させてもらう。
 - ⇒ 連絡は小売事業者側からとなるのか。

- 新たな買取期間満了日に相違がある場合なので、東電 PG からお知らせに問題が無ければ、東電 PG から通知だけとなる。
- 不明点があれば問合せてください。正確には伝えているが、認識と違うのであれば相談くださいということだと思います。
- No.65 の回答に「なお、廃止取次については東京電力 E P のシステム改修を行っております」とあるが、改修している内容というのは、エラー理由の連絡や再申請について自動で通知されるような改修をしているという意味か。
- 買取期間満了のお知らせ通りに、買取期間満了日を登録すると思うが、当初送っているお知らせの内容通りに登録してもらうことで円滑に申込が進むようにシステムを改修しているところである。
- ⇒ 正しい情報で申請していても通っていないケースがあるのか。
- 発電側の日付で当初申し込んだ後に、供給側のスイッチングが入ると買取期間満了日に変更になるケースがある。その関係から申込された際に、当初申し込んだ日付と違った時に今は申込日付が違うので買取期間満了日相違で返しているの、ここを多少アローワンスを作って一定の範囲、変更になったところを多少吸収して、東電 EP 側でエラーを返すのではなく確認するなどのシステム改修を要望している。
- No.65 の回答の「ただし、既にスイッチング開始の申請をされており、且つ買取期間満了日の変更に伴いスイッチング開始日も変更となる場合は」ということで、開始日とか契約番号が変更となる前にスイッチングを開始していた場合には通知してもらえるのか。
- 買取期間満了日、契約番号の変更は現買取事業者（東電 EP）から発電者に通知している。変更前にマッチングしているものについて、手続きを簡素化できないか検討している。東電 EP と連携して対応しなければならないと思っているので、調整して対応していくことになる。
- ⇒ 供給側の切替を一緒に案内するプランがあって、先に供給側を切替えてその後に発電側を申し込んでもらうケースが結構あるので、供給側のスイッチングの際にこの支障が起ってしまうケースが結構あるが、その場合は知り得ることが出来ないということであり、今までどおり確認しないとわからないということであるか。
- 一旦は現買取事業者から発電者へは変更になった旨を通知する。一方、マッチングしたりしている状態で、変更が起こると対処が困るので、簡素化できないか検討中である。
- ⇒ 新しい契約番号と買取期間満了日のお知らせは、手続きが始まってからどれぐらいの期間で送られるのか。
- 東電 EP から送っているので、いつ送っているかわからないが、供給側のスイッチングが行われた時点でエラーを検知して、送るというスキームになっていると認識している。
- 供給側のスイッチングがはいってしまって、本来ここで発電側も一緒にという形になると思うが、供給側のスイッチングによって検針日制から計量日制に後ろ倒しにするようなことがある。その際に当初の検針日にしてしまうと今の高い買取期間が短縮されてしまうので、後ろに倒す方を基本に通知していくが、当初の検針日を希望する申出があれば対応するが、期間としては発電者に若干デメリットがあるということで、このようなことを考えている。
- ⇒ 回答のただし書きのところは、回答を踏まえると、買取期間満了のお知らせを発行した後の変更は小売事業者から問合せれば何らかの対応をしてもらえるという理解でよいか。誤ったスケジュールで発電者から低圧 FIT 卒業の申請をもらった時に、小売事業者から問合せすれば発電者と同じお知らせをもらえるということか。買取期間満了のお知らせを発行した後に変更している事実があった時に、供給側のスイッチングあるかないか、あるいは発電側のスイッチング申請をしているかしていないかで対応が変わってしまうと、状況がわかからないので、通常の申請をして既に買取期間満了日の変更があった時には、なんらかの対応をもらえる理解でよいか。
- 買取期間満了日の変更があって、ただし書きに書いてある通りその日でスイッチング開始日を変更する必要が発生した場合は、なんらかの対応を行う形になると思う。
- ⇒ 買取期間満了日の後ろ倒しというのは、基本的には翌月の計量日に変えるという理解でよいか。その間は FIT 期間が

延長されるのか。前倒しの時は、FIT 期間が短くなるのか。

- そのとおり。
- ⇒ 書面通りの買取期間満了日にすることは可能か。
- FIT 期間内であっても非 FIT に変えたいお客さまであれば出来ると思うが、一般論で言うと FIT 期間内は FIT 単価で買い取った方が良いところがあるので、どうしてもそこで切替えたいんだという話しであれば相談かと思う。
- ⇒ 低圧 FIT 卒業と同時に申込みことも、従前に小売が切替わっていても、発電者としては 1 回の申請で問合せが済むように、ただし書きについては小売事業者側の問合せにも対応していただければ良い。
- 30 分値の観点だけならば、マッチング日でやるというのは技術的には問題ないと思っているが、10 年前に契約した時には、10 年後の買取期間満了日を迎える翌検針日というのが契約書に入っている。発電者の権利として持っているものがマッチングによって権利の部分が伸びているので、現状としては計量日制に変わること伸びるという権利を持っているものと思われ、そのところを前倒しにするのは、発電者の意思でなら受けざるを得ないが、小売事業者の意思だけだと発電者からなんでだと言われた場合は対応し難いと考えている。

- No.65 のご意見・ご質問に記載しているお客様番号の変更は東電 EP だと思うが、これは廃止取次のシステム改修で対応するのか。それとも買取期間満了のお知らせ後の東電 PG の同じような対応となるのか。
- 東電 EP には、あくまで発電者に対して通知をするという形で、そこから聴取してもらうとしか聞いていない。
- ⇒ 買取期間満了日の変更は対応して、お客様番号の変更は対応しないのか。
- 買取期間満了日の変更の方は、最終的に FIT 期間は現小売が管理しているものだと思っており、東電 EP と協力して対応していく。今、大きく問題となっているのは、スイッチング支援システム上はマッチングしていると、申込は終わっている状態の中で変更しなければいけないという状態のところだと思っているので、そこで言っていることはお客さま番号自体は変わっているかもしれないが、それより今の申込の状態から手間をかけないようにやっていくという状態で、もし仮にかなり前に事前にこの通知が出来ているので状態であれば、新しい買取期間満了日やお客さま番号で申込んでもらうことになる。あくまでレアケースの至近で供給側がスイッチングして、発電者を通して小売電気事業者に話しをする暇がないようなものに関しては、こういう対応をとっていきたい。基本的にはお客さま番号や買取期間満了日の変更は、発電者から聴取できたものはそれで申込んでもらいたい。
- ⇒ お知らせの記載内容が違っていることが発端で、東電 PG や東電 EP が発行されたものと現実が違ってエラーとなっても発電者の手を煩わせることなく正しく処理できるような対策をしてもらいたい。
- お客様番号が違った場合、東電 EP と調整中の話しであるが、その中で、旧番号で申込まれた場合に、現行エラーで返しているところを、そこも含めてキャッチアップしてエラーで返さないような仕組みを構築してくれないかということ調整中ということで記載している。旧であっても新であってもどちらの番号で申込まれてきてもエラーで返さないよう対応してもらうように依頼している。

- No.66、東京電力 EP のシステム改修の時期はいつか。
- 未定。
- ⇒ 東京電力 EP に直接聞けばよいのか。
- 廃止取次のエラーということであれば、直接聞いてもらえれば良いと思う。

- No.66、受電地点特定番号が変更になるケースでは、スイッチング前に変更になるケースがあったり、最近スイッチング終わった後に「受電地点特定番号が変更になりました」と 11 月以降通知をもらっている状況だが、受電地点特定番号を変更しないことは難しいのか。

- システムの都合上、ご意見・ご質問に記載のとおり機械式メータの一部契約で変更せざる得ない事象が発生している。いずれ機械式メータは減っていくと考えており、2020 年のシステム改良によりある程度解消される見込みであるが、全て解消は至らない状況。件数は減るが、変更されるケースは引き続き発生してしまうと思っている。11 月みたいに多くなることは考えていないが、動向しだいであるのでなんとも言えない。
- ⇒ 一度電話で話した時に、スイッチング後に変更になるケースというのは、マッチングのタイミングでまだ機械式メータが取替わっていないケースが該当すると説明があった。申込んでからマッチングまでにスマートメーターに切替わらないケースというのは発生しているという認識でいたほうが良いか。
- そういったケースも発生しているので、今のような事象が発生している。本来全て変えておけば良かったというのもあるし、ここ数年ぐらいで変わると思うが今そういう状態なので、想定以上のケースがきていることもあり発生している。
- ⇒ 11 月 12 月が特に卒 FIT の件数が多いということが影響しているのか。
- そのように考えているが、市場動向によるところがあると思うので、必ずしもというのは今の時点で未来のことは言いきれない。
- スwitchingの期間内でスマートメーターの取替が完了出来るようには取り組んでいる。また、スマートメーターの取替は全体で 80%ぐらいの進捗しており、残り 2 割程度というところまで来ている。計画取替の他にスイッチングの取替と両方合わせて追い込んでいくものの、2020 年度中ぐらいまではかかってしまう。数は 8 割変わっているのでスイッチングに伴う計量日制への変更は減ってくると思う。いただいたご意見等は、今後の東電 EP との協議の中で伝えたい。

2. その他

- ・ 来年 4 月 1 日の送配電の完全分離に関して、2 点依頼がある。1 点目は、小売、送配電、発電で別れると思うが、会社の名前や連絡先が変わり、その一覧が作れると思うが共有できないか。4 月 1 日は引越しのシーズンとなるので、大なり小なり小売や送配電とコミュニケーションをとる必要があるので助かる。
- 用途による連絡先があると思うが、具体的な用途は何か。
- ⇒ 旧一電とのスイッチングの窓口が今まで通りであれば良いが、会社名とか変わるのではないか。
- イメージとしては、小売の名前があって、送配電の名前があって、そこにスイッチングの代表番号があるイメージか。
- ⇒ そういった名簿があれば助かる。
- ⇒ 2 点目は、今回各社、送配電分離による社内のシステムの更新を行っていると思うが、東京電力や東北電力からは説明会を開いており、それ以外の会社も対外的に改良されるのであれば説明会を開催するよう依頼してもらいたい。
- 1 点目については、中部電力と東京電力以外は送配電事業者が分離することになる。中部電力と東京電力は既に発電が別の会社になって、小売電気事業者と送配電事業者がそれぞれ分離する形になるのでそれぞれ名前が変わる。基本的には一般送配電事業者だけが名前が変わるが、全体的にはそのまま。連絡先など広域機関と共有できるものが検討したい。
- 2 点目のシステム更新は、東京電力、東北電力共に更新したということは聞いているが、他の会社はなんらかの更新はするもののスイッチング側に影響するかどうかは聞きとれていない。
- 事前に一斉ヒアリングかけて、大規模な改修が行われると回答が返ってきたのは東京電力と東北電力だけである。その他のエリアも多少の改修は行われると思うが、懸念されるようなスイッチング支援システムに係る大きな改修はないと理解している。(事務局)
- ・ 低圧発電者の発電実績は、各社 API 連携はいつ頃予定しているか把握しているか。発電実績の検針情報をシステム間で取得できる API を公開している状況はどうなっているか。

→ 計画そのものはない。まずは改修要望を上げていただくところから始めていければと思う。(事務局)

○ 次回は 2/20 (木) 10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以 上